

## 平成28年度 第3回笠間市行政改革推進委員会 議事録

1. 日 時 平成28年11月25日（金） 午後3時00分から4時45分まで
2. 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
3. 出席者 委員7名  
飯田 正憲, 千葉 実, 安達 武雄, 中野 明子, 水上 浩, 南雲 京子,  
吉田 勉  
事務局6名  
藤枝市長公室長, (行政経営課) 清水課長, 鶴田課長補佐, 郡司主査  
佐藤係長, 橋本係長
4. 傍聴者 なし
5. 内 容 (1) 第三次笠間市行財政改革大綱(案)について

### ○事務局

定刻となりましたので、ただいまから第3回笠間市行政改革推進委員会を開催させていただきます。

なお、本日の委員会は、笠間市情報公開条例第22条の規定により、会議を公開にて開催しております。

本日の会議は音声認識による録音を行っておりますので、発言をされる際はマイクを使用してご発言のほどよろしくお願いいたします。

本日、林委員、橋本委員、青柳委員が所用ため欠席となっておりますので報告をいたします。

それでは、委員会設置条例第6条により、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### ○会長

皆様、忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。

前回、第3次行革大綱の案についてご議論いただきました。

それを踏まえて、事務局から精力的に修正、追加していただいたりしておりますので、そのあたりを中心にご説明いただいて、まだまだ十分でないというご意見もあろうかと思いますが、そういった意見を出していただいて、深堀していただくようなこともあると思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料 No 1～4，参考資料 No 1，2 により説明。

(資料 No 4，参考資料 No 2 は当日追加配布)

○会長

ありがとうございました。

資料 4 のとおり，前回，皆さんからご意見いただきました。

修正等をしていただき，履歴修正がある資料 2 でご説明いただいたわけですが，今回，新しく 73 項目が出てきました。

項目は調整中とのことでしたが，第 2 次大綱でも同じぐらいの数だったのですか。

○事務局

第 2 次大綱では 80 項目でした。

○会長

参考資料 No 1 と資料 No. 3 ですが，第 2 次の項目がどのように第 3 次（案）の実施計画項目になっているかについて，補足説明をお願いします。

○事務局

参考資料 No 1 が第 2 次行財政改革大綱の実施項目でございました。

全体で 80 項目ございましたが，例えば No 1 「市役所の変革」「(1) 民間のすぐれた経営手法の導入」で，「市民の実感度調査の実施」をやっておりましたけども，3 次では取り組まないということで，右から二つ目の「■」が，継続しないということです。

一方，「○」が，38 項目ございまして，それは新しい第 3 次行財政改革大綱の中で引き続き取り組んでいきたいということで，整理したものがございます。

○会長

確認すると，参考資料 No 1 で，80 項目の継続意向は，担当課が継続したいという意向を示したという意味ですか。

○事務局

はい，担当課での意向です。

○会長

例えば，「市役所変革の民間のすぐれた手法」で「実感度調査を実施」は，第 2 次大綱で実施していたが，第 3 次では継続しないという意味ですね。

例えば，同じ参考資料 No 1 の No 7 「市役所変革」「新会計制度に対応した財務省書類の作成」は継続すると。資料 No. 3 の何番になっていますか。

例示で資料見方のためです。

○事務局

5 ページの 41 番です。

○会長

順序が飛んだりするわけですね。

○事務局

大項目、中項目の分類が変わったためです。

○会長

分かりました。

担当課が継続してやるべきだということで残して置いたと。

網掛けの新規は、どういう経緯で載せられたのですか、各課から出てきたのですか。

○事務局

各課に照会して出てきたものです。

関連して資料2の6ページをご覧ください。

80項目ありますが、途中で取りやめた項目もあるので73になっています。このうちの一部が継続、残りは新規で出てきたものです。

○会長

新規も各課が主導的に提案してきたということですね。

継続しないということは、もうやめるということなのか、あるいは大綱には盛り込まないが、必要に応じて取り組むという意味なのか。

○事務局

取り組みをやめるという訳ではなく、平常化してきたので、新しい実施項目として取り上げる必要はないと判断しております。

○会長

ルーチンになっているということですね。

実際に実現したものもありますね。

そのような資料のつくりになっているということです。

私から、包括的に、皆さんと共通認識を持つため、幾つかご質問させていただいています。

前回も出たかも知れませんが、改革の基本方針、12ページ、三つの基本方針が、「効率的な行政運営」、「持続可能な財政運営」、「市民協働の推進」となっていますが、見極め方は非常にいいと思いますが、参考までに5ページを見ていただいて、第2次では、「市役所の変革」、「市民協働・公民連携の推進」、「財政基盤の確立」となっていて、第3次では2と3がひっくり返るようになっています。

「市役所の変革」というと、市役所が頑張っていくんだと、言い方悪いですが、「効率的な行政運営」となると平板な気がします。

基本方針の柱の組み方について、確認までに教えていただければよろしいでしょうか。

○事務局

県の計画などを参考にして、引き続き、基本方針を立てたものでございます。

項目的には、第2次大綱を継続するような形もありますが、その中で、優先順位も定めて順位化したものでございます。

○会長

わかりました。置き方としてはいいと思います。

1番が行政運営で、2番が財政運営で、3番目に市民との連携と協働ということなので、第2次大綱よりも、すっきりしていると思うのですが、その様な趣旨でよろしいですか。

柱の骨組みとしては、行政運営、財政運営、それから市民との協働連携という流れに再整理された、という説明をいただきました。

5ページから6ページを見ていただいて、前は、このような書き方はなかったと思うので説明をお願いします。

第2次行革大綱の取り組みで、改革コストと収入増減と支出増減という網掛けとなっていますが、改革コストは、人件費は入っていないと思いますが、改革コストはどういうものか、脚注にはありますが、わかりづらいので。

それと収入増減と支出増減の違いと成果効果額の出し方について、簡単に説明してください。

○事務局

改革コストは、新しい事業を組み立てるときに、例えば、委託料の支出など、コストがかかったものの金額でございます。

それによって、収入が増えたものを収入増減、支出が減る場合は、支出の増減を記載してございます。

第1次とは、効果額の表現が変わってございます。

その結果、改革コストによって収入が増えたのか減ったのか、支出が増えたのか減ったのかを整理して、その効果額の合計が13億円という積み上げになってございます。

○会長

経費削減等効果合計欄では改革コストがトータルで2億円。

例えば、新しく委託した場合の委託料などが入っているということですね。

収入減増となっていますが、14億円は収入が増えたということですか。

○事務局

失礼しました。増減です。

○会長

取り組みによって、支出増減の、「▲」は支出が減っているということですか。

○事務局

そうです。

○会長

収入が増えて、支出が減っているわけですから、効果としては15億ですが、15億に改革コストの2億引くと13億という見方ですね。

資料を読み進める上で、確認させていただきました。

ありがとうございました。

それでは、皆様の前回の意見も踏まえまして、気がついた点、ご意見、あるいは、わからない点などがありましたら、自由にご意見等いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員

今の5ページですが、例えば、市役所の変革でコストは2,468万円がかかって、その代わり1,709万の収入増と703万の支出減を足すと2,412万。

そうするとコストがかかったと単純に見える。

下もコストが1,011万円かかって、支出が減った626万円。差引すると、コストがかかっていますよ、と見えるよね。

○事務局

項目によっては、こういう部分もあります。

○委員

僕は説明を聞いているから、何とか納得しているけど、初めて見た人にはどういう風に見えるのかな。

例えば※印で、10年間では逆に効果が増えていくと表現するなど。

○事務局

例えば、ある部分を委託して、人件費に効果が返ってくる場所がありますが、それらは反映されてないので、委員がおっしゃるように見づらいかもかもしれません。

説明書きが必要なのかと思います。

○委員

単純にしか見えないと思います。

分かるように書いておかないと、1番、2番は、改革の成果がないと、見えてしまうので、これは必要。

○会長

第1次で効果額が40何億円の効果があったが、第2次は、同じ4、5年で、13億円に減ってしまったということですか。

○事務局

申しわけございませんが、以前に委員会からご指摘を受けまして、1次と2次で効果額の管理の仕方を変えております。

2次で変わったのは、今年と来年で増えた分だけを効果額にしています。

1次では重複、積み上げ式の効果額に対して、2次では単年度分だけしか効果額に上がっていないという捉え方をしています。

○会長

わかりやすいように書くか、比較して見た場合に、市民が「なるほどな」と思える資料がいいかなと思います。

○事務局

同じ書き方では、管理をしておりません。

○会長

見て、2次はこうだってわかればいいと思います。

○委員

2次は、大体決まっていますよね。

新たに3次を計画するわけですよね。

ですから、メインに3次とすれば、何も2次と3次を比較することもないと思います。

もう終わっていることを、直せとって、修正出来るのであれば、構わないですけれども。

2次がこうだから、どうのこうの、3次がこうこうだから、どうのこうのということではなく、今からやる3次に対して、こうだと。

改革コストはどういうことなのか、ちょっとわかりにくいので、一般の人が見て、直ぐにそうなのか、と感ぜられるような表現ができないのかなと思います。

○会長

1次が18から22年度まで、2次が23から27年度までで、いずれも終了したものです。

今後のものはここには入っておりません。いずれも過去に過ぎた、第1次、第2次がちょっと違うのではないかっていうことが、今、議論になっています。

○事務局

5ページに※印がございまして、第1次の経費削減等効果額について、先ほど説明したものが表記されてございます。

6ページの第2次の効果額の2番目の※印にも、先程説明した、各年度において、前年度と比較したものの合計額を記載しています。と説明書きは加えてございます。

見づらいということでございますよね。

○会長

5ページの経費削減等効果の説明と、6ページの米印2番目の経費削減効果の説明は違うのですね。

1次では平成17年度と平成22年度を比較したんですよね。

○委員

説明聞いてわかったような気がしますが、要するに、基準年を設けて比較した累計と、対前年度額だけを抽出して、それを累計したものということでしょう。

どちらが適切な表現かという問題は、前の委員会は、対前年度でないと見えなくなるから、対前年度がいいと言ったと。

普通であれば、計画の期間は5年間あるわけだから、5年間の間にどれくらいになりますかと、1次の考え方のほうが私はベースになると思います。

逆に言うと、どっちも取れると思うけど、確かにはフローを見ていくときに、1年目は良いけど、2年目がどんどん膨らんでいくから、見えなくなってしまうと。

両方表記すると分かると思うが、笠間市の行革効果額といったときに、どのように出していくかは難しいと思います。

平成17年度と比較すれば、すごく大きい額になっているはずですが。フローを見ていくと、確かに1年間の成果がわかる指標としたということですが、どんどん小さくなっていく。

○会長

ありがとうございました。

一市民だとして、第1次は44億円、第2次は13億円という話ですが、こういう疑問についてどう答えますかね。

改革効果は2次の方が鈍化しているか。そうでもないか。

○事務局

まず、歳入は、大きな項目は、第1次でかなりやったというのが、やはりあります。

どうしても、二次だと、内部の細かな行革に取り組みましたので、効果は小さくなっているというのは間違いないと思います。

○会長

額に出ているように、効果額は減っているわけですか。

○委員

この方式でいくと、対前年度で、毎年リセットしていくわけだから、5年間で10億は50億だけど、それは無視して対前年度だけでやりましょと、フローだけ見ていくんだよね。いわば、ストックで見ないで。

当然、効果額は下がっちゃうね。

ちょっと誤解されないような書き方など工夫いただければと思います。

○委員

もし、大綱全部を終了したときに、この最終効果額は出る予定なのですか、今の計算方法でうまく出せるということなんですか。

○事務局

あくまでも、合計という考え方はしないで、今度の計画では幾らだった、前回の計画ではどうだったという表現に留めるしかないかと思います。

○会長

第3次は、第2次と同じ考えていくということですか。

○事務局

はい。同じ考え方でいきたいと思っています。

ほかの市町村では、効果額の金額に余り重きを置かないで、項目で説明していることが多くなっています。

県の計画もそうだと思います。

それぞれの改革項目がどうなったという表現をして実績としているようでございます。

○会長

見た時にどうかという疑問なので、見やすいように、誤解されないようにお願いしたいと思います。

この問題については、ちょっと時間がかかってしまいましたが、ほかに意見、ご質問等ありますでしょうか。

○委員

資料 No 3 の新規 24 番に定住自立圏という言葉があり、検索したら、水戸市と近辺では小山市しかないということでしたが、笠間市も進めていると理解してよろしいですか。

○事務局

笠間も進めています。

水戸市を中心に9市町村で20項目程に取り組んでいくとなっています。

○委員

計画中と理解してよろしいですか。

○事務局

来年から始まっていきます。

水戸、ひたちなか、那珂、小美玉、茨城町、大洗町、城里町、東海村が笠間のほかに入っています。28ページの懇話会のメンバーです。

○委員

資料3の51番、光ファイバの民間譲渡の検討ですが、笠間市は、どのくらいの設備を持っているのですか。

○事務局

民間のNTTにおいて、事業採算に合わないために光ファイバ網を整理しなかった旧笠間の市街地除く部分と岩間町全域に、市が独自に光ファイバ網を整備して、逆にNTTに貸し付けをし、その地域ではインターネットが光で出来るようになっています。

全体では300キロぐらいの延長の光ファイバを持っています。

それをいつまでも市で持っている訳にもいかないので、NTTさんに、できれば譲渡したいというふうに考えてございます。

○委員

そうですね。管理できないものを持っていてもしょうがないと思います。ただ、何故、これを入れたかという、光ファイバを広げたいなど、導入にあたり、いろいろあったと思うんですけども、最終的に設備を持ったときに、どういう形になるかを、ある程度検討して考えていかなきゃならないのではないかなと思います。

○事務局

現在、維持費が1,500万円ぐらいで、個人の契約から3,500万円ぐらいの収入が入

ってきます。

整備したときは、国の補助金 100%で整備していますので、市は費用がかかっていませんでした。

光ファイバ網も 15 年ぐらいの耐用年数であり、次の更新のことを考えていくと、早目に NTT さんにやってもらった方が良いということがあって、この項目書いたものでございます。

#### ○委員

同じく資料 3 の 4 ページ、37 の項目についてご質問をさせていただきます。

ネーミングライツを売却して財源を確保しようという取り組みだと思いますが、とても素晴らしいことだと思います。

これを拝見しますと、図書館が担当課ですが、施設では図書館オンリーを考えていらっしゃるのか、それとも、もっと、ほかの施設をこれから考えていくのかをお聞きしたいと思います。

今、このような経済状況なので、民間企業も、お金をどれだけ出せるのかというのは、はっきり言って難しいところだと思いますが、財源確保という点では、ZOZOTOWN、QVC マリンスタジアムのような億単位はいかないにしても、例えば、南雲社長のところの三栄体育館みたいなものが出てくると、地域が一体となっておもしろい取り組みじゃないかなと思いますので、どんどんやっていただければなと思います。

#### ○事務局

ネーミングライツは、総合公園や体育館などで以前に検討した経緯があります。

野球場の看板はどうかと、募集をしたこともありますが、応募は無く、一度は止めています。

新たに図書館でやってみたいという意見が出てきたので、項目に挙がってございます。

委員が言われたように、ほかの施設についても、再検討の余地があるのか考えてまいります。

#### ○委員

水戸にある県営球場野球場は、三塁側に常陽銀行、一塁側に筑波銀行の看板があり、高校野球の中継のときにはテレビに映るので、我々、企業人にとっては良いなと思います。

どんどん費用対効果が見込めるような施設を、逆につくり出すようなことをやっていて、新たな財源確保をできればいいなと思います。

#### ○会長

おっしゃられたように、市として推進する方向であれば、包括的なネーミングライツとして、今、具体的になっているのは、図書館だと書き込むってのはいかがですか。

#### ○事務局

そのようにしたいと思います。

○会長

それであれば、本文にも入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。

新しい取り組みということだね。

○委員

12ページ、改革の基本方針の次の人材育成・組織機構の見直しで、組織と人材育成の分野が書かれています。非常な弱いというか、職員の意識改革が抜けているし、職員そのものの力が返ってくるんですよ、みたいなのが、あまりない。

県庁の行革で注目しているのは、もう、人間をこれ以上減らせませんよ、という雰囲気になってきていて、適正配置は仕組みとして、職員の力を発揮できるようにしましょうと。

活気ある職場づくりとか書いてあるけど、職場環境を整備して、職員にすごく能力を最大限発揮してもらいましょう、というのがメインになってきている。

上から単純に人材育成というより、モチベーションを持てるような職場づくりや、女性の活用はどこかに書いてあるんだっけ。その部分が、抜けている気がする。

元気な職員づくりみたいな。

単に研修やりますよという話ではなくて。

もう1点は、専門職の採用や臨時雇用の説明があったけど、例えば、県の場合、民間協働で活躍する人材の登用みたいなことが書いてあって、任期付職員とか。それから、現実にやっている、外国人の人材の登用もやっているのかな。

さっき見た課に2、3人いたような感じだったけど、やっているんだったら、そういうのを書き込んでいったほうがいいと思う。

書き込まれてないので、もったいない。

あと、人事評価制度をどうするんだと。県は、ちょっとやり過ぎだと思うんですけど、ある意味では、能力評価、いわゆる従前の勤評に加えて、成果指標というか、目標を立てさせて、どういうふうにやっていきますか、やっていって、それを給与に反映する。それは、今の笠間の状態がわからないけども、やりすぎちゃうと完全に管理されちゃうので、元気がなくなっちゃう部分もあるので、そういう部分にどうやって、取り組むのかというのは、やっぱり組織機構も見直す必要もあるし、あと、実際に働いている人が、すごく力を発揮できるようなものを書き込む必要があると思います。

○事務局

委員にご指摘いただいたところは、文書の中に書ききれないところがあるんですが、今日お出した、参考資料のNo2をご覧ください。

資料のNo3の実施項目とは別に、時期がずれて申し訳ないですけども、この部分も、検討を加えているものです。

実施項目まで挙げるかどうかは別にしても、いずれにしても、これから取り組んでいくものでございます。

例えば、1番の「人材育成基本方針の見直しと推進」、 「任期付き職員の採用」などの採用制度の見直し、11番「職員のやる気を引き出す方策の検討」、12番の「働き方改革について」などは、取り組んでいくということで、考えているものでございます。

ここを文書化して盛り込んでいけたらと思います。

○会長

委員のお話に関連してですが、県で行革大綱の中間見直しを先週発表しました。

県は、人材育成の柱として、次の様に打ち出しています。

「強い使命感や経営感覚、豊かな想像力を有し」、ここからが大事ですが、「自ら考え行動する人材の育成に計画的に取り組む」というのを基本柱にしています。

ですから、自ら考え行動する人材を、県は、これから育成してきますよってということを宣言した訳ですが、そういうイメージで、笠間市として、この5年間にどんな人材を打ち出していく、育成していく、というのを入れたほうがいいのではないかといい意見だと思います。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○会長

どんな人材を笠間市は育成していきたいと思っているのですか。

○事務局

やはり市民サービスの質を高めるような人材の育成、サービスの質を高めるようなものに取り組んでいきたいと、考えてございます。

職員の減は、なかなか難しいと思います、県もそうですが、ここからは、いかに職員の質を高めて、市民サービスにつながるような質の高さを求めていくかと考えてございます。

○会長

求める職員像や育成する職員像をキャッチフレーズじゃないですけど、県のような参考例で言いましたけど、行革大綱に入れてくと、これが最終的に表題につながっていくかもしれませんので、検討いただければと思います。

細かい話ですが、臨時職員とか任期付職員とか民間登用は、いずれも委員が幾つか言われたメニューがありますよね、制度的な問題もありますが、先程の説明で、臨時職員は半年雇用が限界で、更新して1年とありましたが、外部登用、いわゆる一般の正職員ではない登用の仕方での活性化していくイメージは、どうなんですかね。

全部に力入れていくのか、何かに特に力入れていくのか。

何故かっていうと、例えば、この資料2の12ページで、「長年の経験や能力を生かした職員の再任」というのが消されています、消してる理由が、わかりませんけども。再任用には、これから期待しないんだ、という意味なのか、よくわかりませんけども。どういう人を、どういう雇用形態に力入れていくのかについて、何かお考えがあれば、

言っていただいて、それを入れていただくっていうのがいいかなと思います。

○事務局

再任用は、下の推進項目に移動しました。

外部の経験のある職員の採用も、やっていく計画でございます。

県を退職された方も、市で有益であれば採用していきたいとの考えもございます。

新規の職員採用でも、社会人枠を設けて、社会に実際出た方でも、市の職員として、来てくれる方がいれば、そういう枠も設けていこうという考えでございます。

それと、大学の推薦枠も設けまして、大学から推薦があった学生も、その枠で採用してございます。

○会長

社会人や能力のある方の具体的な採用形態のことが明確に書いてないので、もし、お力を入れられるような考えがあれば、文書に入れていただけたらいいと思います。

○委員

参考資料2番の54番の「観光案内所のあり方について」について、観光案内所は無くしてしまう方向に行っているのか、それとも、そういうものは民間に行かせたいのか、お聞かせいただきたいと思います。

○事務局

この観光案内所は笠間駅前にあるもので、市の直営で、観光協会に委託しております。笠間駅前が観光案内所としていいのかをもう一度、見直しましょうということが内容です。

笠間の駅前がいいのか、友部の駅前がいいのか、もっと、お稲荷さんの近くに設けたほうがいいのかということです。

電車で来るお客様は、大変少なく、全体の5%未満だと思います。そこで、駅前がいいのかというのを、もう一度、あり方を検討しましょうという項目でございます。

○委員

参考資料2の50番「笠間観光大使の見直し」について、初めて聞きますが、どういふことですか。

○事務局

無くしてしまうというのではなく、言い方は、語弊があるかも知れませんが、以前は、比較的、年齢が若い女性を中心に観光大使が多かったかと思います。

今は、主婦の方や男性の方、ネバギブアップとアイドルをやっている安達さんがやられたり、いろいろ変わってきてございますので、担っていただく役割というものも変わって来ると考えでの見直しでございます。

○事務局

追加すると、今は、観光の部分だけですが、もっともっと、市のいろんな行事で、大使に活躍をいただいたほうがいいんじゃないかっていう、そういう見直しをしてこうと

いうことをございます。

○会長

例えば、今の「観光大使の見直し」は、資料の実施項目中には入っていませんが、これから入るんですかね。

○事務局

追加で出した参考資料 No2は、全て、現在、検討しているものでございます。やっていく方向で間違いはないですけども、実際の実施項目の中に加えていくかは、これから判断していきたいと考えてございます。

○委員

ありがとうございました。

資料2の15ページ、意味をご説明していただきたいことがあります。

(2) 歳出の適正化の、新しく網かけの1番下です。

市が出資する団体や市と関係性が強い団体に対して、社会的、公益的な位置づけや、市と団体との役割、責任の範囲を明確にし、市の関与について見直しを行う、に「健全な経営を促します」というのはどういう意味なんでしょう。

これから支援していくって意味なのか、適正な関係にして、市としての関与を引いていくということなのか、あるいはどっちもなのか、日本語的に、よくわからないので、意図していることが、わかれば、言い方も少し変わってくるのかもしれないので、意図としていることを教えていただければと思います。

○事務局

市が出資している団体、関係が強い団体は、商工会、観光協会、社会福祉協議会などですが、これらの団体に対して、市がやるべきもの、団体がやるべきもの、役割と責任の部分を明確にして、市がどこまでやるか、の見直しを進めていながら、健全な運営をしていってもらえるように、促していくところでございます。

補助の割合が明確ではないものもございまして、その辺を明確にして、きっちりと団体の目的が定められていれば、それに沿って執行してもらおうという内容でございます。

○会長

そうすると、言ってみれば、適正な関係を築くということですが、そういう意味ですね。

強い関係があるので、支援していくって意味よりも、本来あるべき適正な市との関係を明確にしたいということですね。

市の関与の見直しだから、どちらかっていうと、役割分担で、市として、そこまでやなくても良いだろうみたいな、一緒になっているみたいな感じになっちゃっているので、より透明性の高い関係、割り切りをしていく、そういう意味ですね。

わかりました。

健全な経営を促すというのは、少し市は引くけれども、自分でやってね、という感じ

ですか。

市が出資する団体，市との関係性が強い団体に対してだから，市とかなり仲良し，市と一緒にやってるってことを明確にするということですね。

市と関係性が薄い団体については挙げてないのは，当然，薄いから，いいんだということなんですよ，関係が濃いと，公私混同じゃないけど，市がどこまでいいのかとか，わかんなくなっちゃうって，そういう意味ですね。

そうでしたら，どこかに適正な関係とかっていう表現を使えると，より分かり易いかもしれません。

#### ○委員

先程の組織と人材に関して，グループ活動に対して，県の場合は報奨金を何万か出したり，ボーナスに反映したり，いろいろやっているんだけど，評価と給与の連携は，必要なことで，割とそういうのは進んでいます。

例えば，平成 28 年度の県庁改革の取組を紹介しますと，公園街路課が SNS による県営都市公園のおもてなし情報の発信，職員による通勤時の道路パトロール，竜ヶ崎工事事務所，エレベーターホールでの各課室案内表示の掲示，出勤記名票の振り仮名記載など。

県は，そういう活動を，きちっと評価しているんです。

そういうことは，大事で，QC 活動に近いけど，例えば，自転車を用いた道路パトロールの実施，潮来土木事務所など。統計調査の回収率を大幅アップとか，そういう地道な，職員の取り組みを推進するような表彰制度じゃないけど，そういうのってすごく大事なこと。

同じ職員を使うんだけど，元気でやってくれば。

それをみんなやってるんだよね。現実にね。

市町村ってすごくライブの行政ですから，割とちゃんとやっているんだけど，それを書き込んであげるって大事だと思います。

県庁に比べて，市役所は，まさに現場そのものに繋がっているんで，県も若干，抽象度が高いところがありますが，どんな職員が欲しいのかと言ったけれど，現場に課題を発見し，解決するし，発想力が豊かな人材を求めます，でも，そういうのって，ちょっと違うんだよね。

感覚的にきちんと掴むって，すごく大事です。

13 ページで，外部委託の推進について書いてありますが，大学との連携は現実にやっていますよね。

そういうのが書き込まれてないんだけど，現実にやっているし，今後，いわゆる大学に限らず事業者とも連携があると思います。

そういうのを書き込んでいく，現実にやっている訳だから。

#### ○会長

大学とか民間企業といろいろ連携あるので、具体的に主体を書いておいたほうがいいという意見だと思います。よろしくをお願いします。

○委員

観光案内所のあり方についてですが、笠間駅前だけでいいのかなど、見直しをすると話で、車の方が多いとの話もありましたが、私の場合、どちらかと言うと、車より電車を使いたいのので、車を持つ人は、減っているのかなと思いますし、是非、案内所を置くのは1カ所だけでなく、どんな形であれ、複数置いていただけるといいのかなと。

是非、友部駅にも特急が停まりますし、他県からも、たくさん来ていただけるように、考えていただけたらいいかなと思います。

○事務局

現在でも、笠間駅前以外にも観光案内所は、佐白山の近く、日動美術館のちょっと上に観光案内所がございまして、菊祭りの時期など季節限定で開けております。

笠間駅前も大分古くなってきたので、駐輪場と一緒に建物ですが、それをどうしようかっていうのがあり、出てきている話でございます。

まだ、本決まりではございませんが、稲荷神社の門前通りで、旧井筒屋さんの整備をやっていて、その中にも観光案内事業を設けたらという考えがございます。

そういうものの含めて、全体的に案内所をどうするかというのも検討したいということを書いたものでございます。

○委員

ご説明いただいたことは、理解しているつもりです。

電車で来られた方向けにも、活用できるようなことを考えていただけたら、いいなと思います。

○委員

追加資料の53番、菊栽培所のあり方についての説明をお願いします。

○事務局

笠間市の直営で、佐白山の麓の30アールの畑に、嘱託職員がいて、年間を通して、菊の栽培をしています。

実は、稲荷神社でも同じことをやっていて、神社の裏方に普段は見えないんですけども、栽培所ございまして、そちらでも菊を栽培してございます。

そこで、あわせて栽培することはできないのかと、2カ所ではちょっと無駄があるんじゃないかということがあったんで、その辺も含めて、あり方を検討していく必要があるなというものでございます。

○委員

57番の救急車有料化と書いてあって、テレビで問題になることだと思いますが、笠間市でもそのように救急車を無駄遣いしている人たちがいると理解してよろしいですか。

事務局

やっぱり、それほどでもないのに使う人が、どうしても少しいるので、こういうことも検討してはどうかと、項目出しをしているものでございます。

○委員

今、老人福祉施設に勤務しています。

今年の4月に総務省から救急車の適正利用という通知があり、実態調査結果が出ていました。数字は忘れましたが、6割ぐらいは、本当にそういう使い方で、要するに、自分で病院に行くのが面倒くさいので、救急車で行っちゃうなどが本当に多いです。

それと、昔と違っているのは、民間救急車がありますので、病院から病院へ、例えば、私の施設から県立中央病院に移動するとき、緊急性がなければ、民間の救急車に乗って行くと。そのように変わってきたんです。

本当に東京などでは、酷い事例が沢山あるようです。歩くのが面倒くさいから救急車を呼ぶとか、それより、酷くはないと思いますが、やっぱり実態的には、笠間市でもあると思います。

○事務局

中々、難しいことだと思います。

けれども、こういうことを考えながら、消防についても取り組んでほしいという思いがあって、項目出しをしているものでございます。

○委員

給食費滞納分徴収業務の外部化、こんなにひどいこともあるのかなと思いました。

払ってない人が、沢山いると理解してよろしいでしょうか。

私たちの子供がお世話になっていた時代では、ちょっと考えられないことだったので。

○事務局

何人か、こういう方もいらっしゃいます。

中には、数は少ないと思いますが、義務教育なんだから、出すのが当然だという人もいます、どうしても、少しは残ってしまうと思います。

○委員

31番の児童クラブの使用料もそうですよね。

○事務局

そうですね。

この放課後児童クラブもそうですし、保育所の保育料もそうですし、市営住宅の使用料についても、どうしても滞納というのが出てきてしまいます。

○会長

今のお話で、自主財源の維持が15ページに整理されているんですが、滞納を未納にならないような防止対策、あるいは、滞納を適切に徴収するための体制、難しければ、債権放棄をすると新しく書いていただいたんですが、税も含めて、市として滞納に対するスタンスや、ある自治体では、収税課が中心となって、色々な歳入項目に対して、徴

収対策本部を設けたりしているんですが、そういうのはありますか。

○事務局

笠間市でも収納対策本部がございまして、収税課が中心になって、ほかの色々な料金についても、中心になってまとめております。

○会長

対策本部と、給食費などは、関係があるのですか。

そちらで担当するのですか。

○事務局

収税課は対策本部の事務局ではありますが、それぞれの料金について、情報を流してやるという取り組みです。

今度、会長からお話があった条例の話も考えていくということですので、この条例を制定するという事は、もっともっと実際の財産調査などをやって、頑張っていかないと、放棄は出来ないのです、もっともっと、頑張って取り組んでいくということでございます。

○会長

15 ページにも市税の徴収体制や、あるいは使用料、手数料もやっていくということが書いてあるので、その流れですかね。

給食費などを文書に入れないのは、やっぱり仰々しくなっちゃうからですか。

給食費や保育料などもあるのかもしれないですね。

○事務局

実際には、この債権の中には含まれてきます。

○会長

それらは意図的に余り書かないんですね。

良いと思うんですけど、それは考え方ですから。

○委員

この収入未済の表現がよく分かりません。

公債権、私債権によって根拠法令等が異なる…催促や放棄などの事務手続を整理する等、債権管理の適正化と書いてあるけど、要は、収入未済額を縮減して、債権管理を適正化に努めますってことなんだよね。

放棄と積極的に書くのは、ちょっと危ないと思う所があって、放棄してもらえないか心配です。

○事務局

おっしゃるとおりだと思います。

放棄という書き方は考えていきたいと思います。

○会長

放棄というのは、前に私が話したので、入れていただいたんですが、おっしゃるとお

りだと思えます。

適正管理で取れないのに、ずっと不良債権として持っていくのは、自治体として、財務上どうかという問題があるんですよね。

それを適切な時期に放棄するということは、今まで出来なかった訳で、債権放棄をやるというのは、自治体として条例をつくってやることになってきているので、そのあたりの検討ということなんでしょうけども、確かに書き方ですね。

積極的に諦めていくと書かれたのでは、よくないと思うので、適切な徴収体制とともに、債権管理の適正化というんですかね、私もちょっと考えます。

16 ページ、公共施設の適正な管理で、教えていただきたいんですが、借地の解消というのがあったり、適切な長寿命化があったりするんですけど、長寿命化計画をつくっていくってということなんですね。

借地の解消なんかは書いてありますね、今までもやっているんですよね。

○事務局

今までも取り組んできましたが、財源が厳しくなる中で、ここの部分も力を入れていきたいということで考えております。

○会長

例えば、もう学校や図書館やいろんな公共施設の統合・再編は、あまり打ち出してないんですが、もう終了しているということですか。

それとも何か問題がある、本文の中に入っていないのは。

○事務局

統合について、直接、記載はないのですが、説明の中で触れましたが、全体で、30 年間で 20%の公共用地を縮減、削減と入っております。

○会長

16 ページで消している部分に、公共施設の長寿命化や統廃合等を推進する指針である云々管理計画となっておりますが、これは正確な表現なんですか。

管理計画には、統廃合なんかも含んでいるんですか。

○事務局

統廃合には、学校は入っていないです。

この部分は、削ったというわけじゃなく、15 ページの 2 番の下に、場所を移動しました。

○会長

わかりました。失礼しました。

○委員

ヘルスリーダーの活動促進に関連して、話が外れますが、街灯についてです。

この辺りを、夜歩いていると、真っ暗で歩きにくいと、すごく思います。

健康づくりのために散歩しようと思っても、真っ暗で、ちょっと怖い感じもして、そ

ういう見直しは、どこかの計画の中に盛り込まれているのでしょうか。

○事務局

行革の大綱の中には入ってこないんですけども。

策定中の総合計画には、主要道路の整備ですとか、街灯の部分で、と入ってくると思います。

確認をしていますが、総合計画に分野として載ってくるものでございます。

○委員

消防団統合編成ですが、そんなに若い男の方がいらっしやらないのかなってというのが第一印象でした。

編成し直すっていうことになると、今、消防署だけでは足りないから、こういう方たちにご協力いただいているんだと思うんですが、そんなに協力できる若い男の方がいらっしやらないって理解するほかないのかなと思いました。

○事務局

各団、お勤めの人が多かったりして、団を維持していくのが、どんどん難しくなっているのが現状でございます。

千葉委員が消防団のあり方に関する検討委員会の委員長をされていたので、お話いただければと思います。

○委員

消防団は46分団ありますが、一つは、小原など周辺地区が、若い人がいないということ、もう一つは、都市部はマンションなどが増えて、昼間にいなくて、実際に入る人がいないということ。

消防車を動かすのに最低4人が必要ですが、昼間は6人ぐらいしか確保できないところが沢山あります。

ですから、大グループ化して、機動性を増して、組織するというのが一番、強化できることです。

今後、人口が減る中で、その中でも対応するためには、グループを大きくして、駆けつけられるようにするというのが、今回の狙いです。

笠間は本当に大変ですから。どんどん人口が減っているし。

逆に強化していくためでもあります。早く手をつけないと間に合わない、人口の減るスピードに、今でしょという感じです。

○事務局

何年間で、何段階かで、統合していくという計画でございます。

○委員

だいたい網羅されてきたと思いますが、ここに書いてあることより、現実に笠間市でやっていることのほうが、進んでいる気がしてしょうがないところがあります。

昨日の新聞でも、徘徊する人を早期発見するためのシステムをアルソックと開発して

いますとありました。

このような現実に行っていることが、表現として入ってくれば、物凄く進んでいるんだけど、大綱だけ見ると、あんまり進んでいないように見えて、やっていることの方がすごい。

結局、行革は何をやるのかというのがあるので、行政の効果的、効率的な改革を進めるということで、サービスの展開をどうしましょうという、サービス改革と、組織とか中の人たちをどう合理化していくかという話になってきて、あと、財政改革をどう進めますか、という話ですか、出資団体は、元々ちゃんとやっているところなので、あまりないのかなと思います。

サービス改革で、一緒のものはないと思うけど、県だと規制改革のようなものがあるんです。

やたらと規制が多くて、そこをやれば、サービスの向上につながるみたいなね。

○会長

話にあった、徘徊のシステムは、どなたが考えたのですか。

○事務局

消防でアルソックという会社と一緒に試験的にやったものです。

○会長

職員が提案したわけではないんですか。

○事務局

多分、アルソックからアプローチがあったと思います。

○委員

実証実験は、国土交通省のモデル事業の一環で、アルソックがシステム開発して、採用されて、全国での実証が、県内では同市のみで、来年1月から2年間やるとのことなので、手を挙げたということですか。

いずれにしても、情報に耳を済まして、手を挙げたことが偉い。

○会長

自治体のクラウドなどに手挙げていただくとか。

○委員

長寿社会でいうと、徘徊したとき、本当に大変です。

そういう意味では、今は、スマホを持たせて、位置情報システムで分かるのはあるけど、積極的にやっている笠間市は大したものです。

○会長

職員育成の中で、アイデアを発案する制度はありますよね。笠間も。

県もアイデアオリンピックというのがありますが、そういうのは書いてないので、職員の発案とか、そういう意欲を大事にするとか、今、言われたように、国の全体的な制度を早めにキャッチして、それを制度化するような気概っていうか、そういうのを書

いておいた方がいいかなど。

遅くなりましたが、欠席した副会長からも基本方針と施策の体系について、ご意見いただいておりますので、事務局と相談して、また、反映させていただきたいと思えます。

**【議事終了】**

**【次回日程について】**

1月27日金曜日 15時から

内容 最終案の審議，答申